

当社発電所の保安規定の変更認可申請について

当社は、平成23年3月30日付の経済産業大臣からの福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施指示、および「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の改正に従い、当社発電所（東海第二発電所、敦賀発電所1、2号機）に関する保安規定の変更認可申請を4月8日、経済産業大臣に提出しました。

【保安規定の変更概要】

電源機能等喪失時の体制の整備に関する措置として、原子炉施設の保全のために活動する要員の配置、訓練、電源車やポンプ、ホースなどの資機材の配備に関する計画の策定、計画に基づく活動の実施、および活動に関する定期的な評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じることを新たに保安規定に記載した。

（4月8日お知らせ済み）

その後、4月7日に宮城県沖で発生した地震に伴い、他電力において、外部電源が喪失し、非常用ディーゼル発電機が起動したものの、その後、トラブルにより停止した事象が発生しました。

当社は、この事象を受けた4月9日付の原子力安全・保安院の指示^{※1}を踏まえ、本日、経済産業大臣に保安規定^{※2}の変更認可申請を行いました。

今後、国による審査を受けてまいります。

【本日変更認可申請した保安規定の変更概要】

定期検査中等の冷温停止状態および燃料交換時においては、これまで原子炉ごとに非常用ディーゼル発電機1台以上が動作可能であることを定めていたが、今回、使用済燃料貯蔵プール等に使用済燃料を貯蔵する場合も含め、2台が動作可能であることに変更する。

当社は、引き続き、安全を最優先に、皆様に安心していただける発電所を目指し運営にあたり、今回の福島第一原子力発電所における事故を踏まえて、必要な対策を速やかに実施し、発電所の安全確保に万全を期してまいります。

※1 原子力安全・保安院の指示

平成23年4月9日付「非常用発電設備の保安規定上の取扱いについて（指示）」

※2 保安規定

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、原子力発電所の運転の際に実施すべき事項などを事業者が定めたもの

以 上

問合せ先：日本原子力発電株式会社
広報室 荻野・椎名
TEL：03-6371-7300